

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(技能職員等に支給する諸手当)</p> <p>第4条 技能職員等に支給する地域手当、通勤手当<u>(第2号技能職員等に係るものに限る。)</u>、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当及び期末手当については、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給するこれらの手当に相当する報酬<u>又は手当の例による。</u></p> <p><u>2 第1号技能職員等に支給する通勤手当については、給与規則適用職員に支給する通勤手当の例による。</u></p>	<p>(技能職員等に支給する諸手当)</p> <p>第4条 技能職員等に支給する地域手当、通勤手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当及び期末手当については、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給するこれらの手当に相当する報酬<u>若しくは手当又は条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償の例による。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。